

カルテ開示をご希望の方へ

当院は、「公立福生病院における診療情報の提供に関する指針」及び厚生労働省の「診療情報提供等に関する指針」に基づき、診療記録(カルテ等)の提供を行っております。ご希望の方は以下の手続き方法をご確認のうえ、窓口へ申請をしてください。なお、院内での審議の結果、開示ができない場合もございますのであらかじめご了承ください。

※ 申請からお渡しまでの対応は、窓口のみとさせていただきます。

※ 電話、郵送による申請やお渡しは一切行っておりません。

<<お手続き方法>>

1. 受付時間

平日：午前8時30分から午後5時まで(土日・祝日・年末年始は受け付けておりません)

2. 受付場所

1階5番「文書」受付

3. 開示請求出できる方

- ・患者さんご本人
- ・成年被後見人の法定代理人
- ・未成年の法定代理人
- ・未成年で死亡した患者さんの親権者
- ・実質的に患者さんのケアを行っている家族(配偶者・子・父母)又はそれに準ずる者
- ・亡くなられた患者さんの遺族(配偶者・子・父母)又はそれに準ずる者

4. 必要書類

- ・カルテ等診療情報提供申請書(申請の際に担当よりお渡しします)
- ・患者さんご本人の場合
 - ☐ 診察券
 - ☐ ご本確認書類(運転免許証、パスポート等)
- ・患者さんご本人以外の場合
 - ☐ 家族関係等のわかる書類(戸籍謄本、住民票等)
 - ☐ 申出者の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)

(注)公的な書類は、開示請求日から3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

5. 料金

- ・診療記録等の写し(コピー代) 1枚あたり10円(税込)
- ・CD-R(レントゲン等画像データ) 1枚につき690円(税込)

6. 申請受付からお渡しまで

診療記録(カルテ等)の提供には院内での承認が必要になるため、お渡しまでに2週間程度かかります。お渡しの準備ができましたら申請書に記載された住所へ回答書を郵送します。回答書と費用をご持参のうえ、1階5番「文書」受付までお越しください。

7. 診療記録(カルテ等)の提供ができない場合

- ・診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- ・診療情報の提供が、患者さんご本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき。

8. お問い合わせ

公立福生病院 事務部医事課医事係 TEL:042-551-1111(代表)